お詫びと訂正のお願い

下記のとおり、「S・Aカコモン警視庁過去問題集2025」に掲載した問題文及び解説に誤りがありました。
深くお詫び申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

頁	試験種別等	問	項目	誤	正
166	巡査部長 令和6年度1次 憲法	6	枝(1)	司法権は、法律上の争訟を裁判する権限であり、民事・刑事事件に限らず、行政事件のほか、地方議会の議員に対する出席停止の懲罰の当否についても及ぶ。	「司法権」とは、法律上の争訟を裁判する権限をいい、民事・刑事事件に限らず、行政事件にも及ぶが、地方議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否には及ばない。
184	巡査部長 令和6年度1次 憲法	6	解(1)	枝文の「地方議会の議員に対する出席停止の懲罰の当否についても及ぶ」が妥当でない。司法権は、民事事件、刑事事件のみならず、行政事件についても及ぶ。団体の内部的事項(地方公共団体の議会の議員に対する出席停止等の懲罰等)については、当該団体の自治的措置に委ねるべきであるから、その当否について司法権は及ばないが、単なる内部規律の問題といえないような重大事項(除名処分等)については、司法権が及ぶと解されている。また、他の機関の自律権に関わる事項(国会の各議院における議事手続・議員に対する懲罰、内閣の閣議の在り方等)については、各機関の自律権に委ねるのが相当であるため、司法権は及ばないと解されている(LG憲法 p.272～276)。	枝文の「地方議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否には及ばない」が妥当でない。民事・刑事事件に限らず、行政事件のほか、地方議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否にも及ぶ(最判令2.11.25)とされている(LG憲法 p.272～276)。